

## 既存住宅売買かし保険の改定について

株式会社ハウスジーメン

既存住宅売買かし保険を改定しました。その概要についてご案内いたします。

### 1. 給排水設備等の取扱い

#### (1) 改定の概要

給排水設備、電気設備およびガス設備(以下「給排水設備等」といいます)について、特約により保険契約の対象とする方式へ変更しました。これにより給排水設備等を保険契約の対象にする、しないを選択いただけます。

#### (2) 上記の改定を行う保険契約

既存住宅かし保険(個人間売買)、既存住宅かし保険(宅建業者販売)および引渡後リフォーム型既存住宅かし保険(個人間売買)

### 2. 申込事業者による検査の実施時期

#### (1) 改定の概要

検査が既存住宅現況検査技術者により行われていることなど一定の要件を満たす場合に、保険契約申込前に申込事業者による検査を実施いただけるようになりました。

#### (2) 上記の改定を行う保険契約

既存住宅かし保険(個人間売買)、既存住宅かし保険(個人間戸単位売買)、引渡後リフォーム型既存住宅かし保険(個人間売買)および引渡後リフォーム型既存住宅かし保険(個人間戸単位売買)

### 3. 取扱開始日

11月11日から申し込みいただけます。

### 4. お問い合わせ先

申込みに必要な書類と具体的な手続きについては、当社へお問い合わせください。

ハウスジーメン 受付センター 03-5408-8486

(注) 既存住宅現況検査技術者とは、(一社)住宅瑕疵担保責任保険協会が実施する国土交通省により策定された「既存住宅インスペクション・ガイドライン」(2013年6月17日付)に準拠した「既存住宅現況検査技術者講習」を修了し、登録された者をいい、建築士に限ります。